

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年10月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

### 出席委員 44名

2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治	4番 米村 昌昭
5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代	8番 林田 智博
9番 角居 登	10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝
12番 杉本 清和	13番 村上 義博	14番 網田 稔
15番 村中 英次	16番 南 順二	17番 角田 一誠
18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳	20番 田中 求
21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫	23番 梅田 義弘
24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明
27番 高群 藤雄	28番 園田 操	29番 村上 智弘
30番 澤田 公俊	31番 村上 正春	32番 橋本 春利
33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄	35番 後藤 和則
36番 北口 和皇	38番 吉田 一幸	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

### 欠席委員 5名

1番 税所 史熙	7番 宮本 隆幸	37番 古川 盛康
39番 榊永 築	50番 上田 芳裕	

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第7回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

きょうは本当に大変お忙しい中、第7回農業委員会総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法

に基づく農用地利用集積計画等の審議が、主なものになっております。本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入りますが、開議に当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。

本日の議事録署名者に18番の嶋村鎮雄委員と19番の春口豊徳委員を、書記に事務局の木下晴恵参事を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）や、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。

議事に入ります前に、議案の取り下げや訂正などがあるので、事務局よりの説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の取り下げと訂正についてご説明申し上げます。  
議案別冊をお願いいたします。まず取り下げです。第1号議案、第3条の許可申請、9ページをお願いいたします。9ページの一番最後になります43番が取り下げになっております。

次に、第2号議案、第4条の許可申請の10ページをお願いいたします。3番が取り下げとなっております。

次に、第3号議案の第5条の許可申請、13ページをお願いいたします。13ページの14番が取り下げとなっております。同じく15ページをお願いいたします。15ページの23番と25番が取り下げとなっております。

取り下げは以上でございます。

次に、訂正です。まず目次をお願いいたします。ただいま申し上げました訂正に伴いまして、第1号議案の第3条の許可申請、43件とありますけれども、これを42件に訂正をお願いいたします。続いて第2号議案、第4条の許可申請、これが4件を3件に訂正をお願いいたします。続いて第3号議案の農地法第5条の許可申請、27件を24件をお願いいたします。そして最後の合計125件を120件にそれぞれ訂正をよろしく申し上げます。

次に、第1号議案、第3条の許可申請の2ページをお願いいたします。2ページの8番と9番の申請理由の欄、経営安定とそれぞれなっておりますけれども、これを経営拡張にそれぞれ訂正をお願い申しま

す。

次に、第3号議案、5条許可申請の11ページをお願いいたします。11ページの1番と2番の農地区分の欄ですけれども、いずれも1種農地となっておりますけれども、これをそれぞれ2種農地にそれぞれ訂正をお願いいたします。それから2番の施設の概要のところ、個人住宅となっておりますけれども、これを進入用道路と訂正をお願いいたします。最後に、14ページをお願いいたします。14ページの17番、備考欄が空欄になっておりますけれども、ここに事業面積2,463㎡、うち転用面積211㎡と記入をお願いいたします。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、43番が取り下げになりましたので42件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

1番から7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番から3番までは関連で、農地を賃貸借し新たに農業に従事するための申請です。先日の地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行ったところ、許可後は露地野菜、ミニトマトなどを作付することです。計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認しております。

4番は、農業生産法人設立のため農地の賃貸借権を設定する申請です。先日の地区委員会で聞き取り調査を行い、農業生産法人の要件である法人の組織要件、事業の限定要件、構成員の資格要件、経営責任者の要件の4つの要件は、満たされているとを確認しております。また、許可後は二毛作で品質のよい白菜、スイートコーンを栽培されることと高収益も見込まれ、計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認しております。

続きまして、5番と6番は関連で、農地を使用貸借及び賃貸借し、親元から独立して農業に従事するための申請です。熊本市で使用貸借する農地が3,814㎡、菊陽町で賃貸借する農地が2,977㎡の合計6,791㎡を耕作する計画です。許可後は白菜を作付されます。

続きまして、7番の譲受人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得されます。申請地につきましては、許可後はトマト、ナス、トウモロコシ、マキノキを栽培されます。

以上、1番から7番まで先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から7番まで地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

### 3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

8番から14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番、9番は関連で、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設園芸、露地野菜をされている専業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

12番、13番は関連で、社会福祉法人が農地を取得されるための所有権移転の申請です。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、農地法施行令第6条第1項第1号ハで、社会福祉法人が運営する社会福祉施設運営のために取得することは、不許可の例外として認められております。今回の申請地は福祉施設の隣地にあり、施設の利用者が農作業によるリハビリを目的として利用するために取得されるものです。申請人には先日の地区委員会に出席していただき聞き取り調査を行いました。許可後、申請地には水稲、ブロッコリー、大根、タマネギを作付される計画です。

14番は、西区上代7丁目の法人が、農業生産法人設立のため農地の賃借権の設定をされる申請です。同法人には先日の地区委員会に出席を願い聞き取り調査を行っています。申請地では肥後野菜の長ニンジンを生産、加工、販売していく計画をされております。今回、南部飽田地区の20番、21番、天明地区の23番、植木地区の37番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。

当地区委員会では、下限面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の決議は、南部飽田地区、天明地区、植木地区の案件とあわせての決議をお願いします。

以上7件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より8番から14番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

#### 12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

15番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、独立就農のための申請で、父より贈与されるものです。さきの地区委員会に出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地には梨、ミカンを中心に梅、ユズもつくられる予定です。

以上1件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

#### 4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

16番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

16番は、新規就農される後継者への経営移譲の使用貸借権設定の申請です。申請人は既に譲渡人の農業、米作を手伝わせており、許可後の申請地に米をつくられる予定です。

17番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。申請人は兼農で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

18番と19番は関連で、農業生産法人設立のため18番は使用貸借権設定、19番は所有権移転をされる申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を行い事業計画などの確認をしております。許可後は18番の農地に米を作付し、19番の農地には営農型太陽光設備の計画にあわせてミョウガを作付される予定です。

20番と21番は西区の14番案件と関連で、農業生産法人設立のため使用貸借権設定される申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を行い事業計画などの確認をしております。許可後は露地野菜、ネギ、キャベツを作付される予定です。

22番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。申請人は兼農で主に露地野菜を作付されており、許可後も申請地に露地野菜、グリーンピース、キャベツを作付される予定です。

以上、先日の地区委員会で検討しました結果、これらの案件は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、16番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

8番 林田智博委員

8番委員。

23番と24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

23番は、先ほどの14番、西区との関連で、農業生産法人設立のため使用貸借権の設定による申請です。地区委員会で聞き取り調査を行い事業計画等の確認をしております。許可後はグリーンピース、ネギをつくられる予定です。

24番につきましては、経営拡張のため賃借権の設定です。借り人は梅をつくられており、その後は米をつくられます。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の

不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 23 番から 24 番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25 番。

2 番 福原幸一委員

2 番委員、福原です。

25 番から 27 番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25 番は、新規就農で後継者へ使用貸借権設定する申請です。米をつくれる計画で、南部飽田地区の案件でも申請されており、合わせれば下限面積の要件を満たされます。

26 番は、隣接地の保育園を経営する社会福祉法人が、農地を取得される申請です。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、農地法施行令第 6 条第 1 項第 1 号ハで、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供すると認められる場合は、不許可の例外として認められております。今回、社会福祉法人が運営する保育園において、野菜の栽培や収穫による農業体験学習の場として子供たちの保育の充実を実現するため、農地を取得される計画です。先日の地区委員会で現地に行って聞き取りを行い、常時従事の理事 1 名と数名の保育士が農作業に従事される計画で、収穫後は自家消費されます。

27 番は、農業者年金受給の再設定に伴い後継者へ経営移譲のため、使用貸借権設定される申請です。申請人は農家で主に米を作付けており、許可後も米をつくれる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、25 番から 27 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、28番。

20番 田中求委員

20番委員。

28番から32番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、子へ贈与するための申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

29番は、子へ贈与するための申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

30番は、兄へ贈与するための申請です。譲受人はクリを主に経営しておりますが、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

31番は、経営拡張のための申請です。賃借人は露地野菜を作付されており、許可後はキャベツをつくられる予定です。

32番は、経営拡張のための申請です。譲受人は米と野菜を作付されており、許可後はクリをつくられる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、28番から32番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、33番。

31番 村上正春委員

31番委員。

33番、34番について地区委員会での協議状況を報告します。

33番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得される申請です。申請地は譲受人の自宅近くでもあるため今回申請されたものです。許可後は米の作付をされます。

34番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得される申請です。許可後は米の作付をされます。

以上2件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしている



ことを確認しております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、33番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、35番。

#### 23番 梅田義弘委員

23番委員。

35番から42番について地区委員会での協議状況を報告します。

35番、36番は関連で、弟への贈与と使用貸借する申請です。譲受人はトマト、ナスをつくっている専業農家で、許可後は施設野菜を作付される予定です。

37番は、西区、南区と関連で、農業生産法人設立のため使用貸借する申請です。地区委員会に出席を願ひ作付計画や販売計画等について伺いました。許可後はミカンなどを作付される予定です。

38番、39番は関連で独立就農の申請です。地区委員会に出席をいただき事業計画等を聞き取りいたしました。申請人は実家の手伝いをしておりましたが、今回独立され、許可後はベビーリーフ、トウモロコシを作付される予定です。

40番は姉への贈与の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は芋類を作付される予定です。

41番は競売結果報告です。

42番は、経営拡張のため所有権移転する申請です。譲受人はトマトをつくっている専業農家で、許可後もトマトを作付される予定です。

以上、41番を除き7件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、35番から42番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。43番は取り下げでございます。続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、

3番が取り下げになっていましたので3件でございます。第4条やっ  
たね。第4条の規定による許可申請でございます。地元委員の報告に  
当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の  
報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

### 3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

1 番から 2 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いた  
します。

1 番は、個人住宅建築のための転用申請です。申請人は、母がアパ  
ート暮らしをしており、母のために親戚も多く集まりやすいこの場所  
に新築を計画されました。土地利用計画は転用面積 2 9 9 m<sup>2</sup>、個人住  
宅 1 棟 9 0 . 2 6 m<sup>2</sup>の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に  
位置し、農地区分は 1 0 h a 未満の小集団の農地で第 2 種農地と判断  
されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありま  
せん。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことで  
す。

2 番は、農家住宅建築のための転用申請です。申請人は西区松尾町  
にお住まいで部屋が手狭になったため、また、隣地にミカン倉庫を所  
有しており、自宅を設けることでより利便性を図りたいということで、  
住宅の新築を計画されました。土地利用計画は転用面積 4 7 2 m<sup>2</sup>で、  
農家住宅 1 棟 2 階建て 2 7 4 . 3 5 m<sup>2</sup>の建築です。農地区分は 1 0 h  
a 以上の広がり、営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は  
原則不許可ですが、今回の申請は集落内開発制度指定区域内に位置し、  
また、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される 5 0 0 m<sup>2</sup>以下  
の農家住宅に該当するものと判断いたしました。資金計画、排水計画、  
隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用さ  
れており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出さ  
れております。

以上 2 件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いず  
れも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しまし  
た。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番、2 番について地元委員より報告がございましたが、  
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

3番は取り下げでございまして、4番。

## 2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、太陽光発電設備のための転用許可申請です。申請地は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は事業面積877㎡、うち転用面積495㎡で、太陽光パネル200枚、発電出力51kwのもので、妥当な面積と思われます。周囲に農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただ、申請地は、新幹線車両基地建設工事の際、資材置き場として一時使用され返却された土地は、石が混在し耕作には不適な状況であり、これまで耕作できなかったことのでんまつ書が提出されています。工事計画は、平成26年11月1日から平成26年12月31日までの2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、14番、23番、25番が取り下げになりましたので、24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いいたします。

## 36番 北口和皇委員

36番委員。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、2番の譲渡人のお孫さんに当たる譲受人が、

農地を取得し個人住宅と進入用道路に転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟と進入用道路を整備し利用する計画です。先日の地区委員会で現地を調査いたしましたところ、進入用道路部分と譲渡人所有の隣接農地が違反転用であることが判明いたしました。砂利が敷き詰めてありました。そのため今回の申請については、違反転用の経緯についての始末書が未提出であること、また、隣接農地についても違反転用の解消がまず必要であることから、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　それなら継続審議といたします。  
　　続きまして、3番。

#### 19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

3番と4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、宅地建物取引業などを営む法人が、農地を取得して建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅12棟の建築と東側私道を5mに拡幅する計画です。転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、市開発景観課と協議中であることを確認しております。工事完了は平成27年12月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

4番は、土木一式工事などを営む法人が、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、社員及び取引業者用の駐車場30台分として利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成26年11月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの

協議結果でした。審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、5番。

### 3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

5 番から 8 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、建て売り住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、熊本市を中心とした建て売り注文住宅などを展開されており、近年西区、南区付近に住宅建設の需要が多く、西区用地を探しておりましたところ、交通の便もよく住宅の需要が見込まれる当物件を所有者より提供していただけることで、本事業に至ったとのこと。土地利用計画は、転用面積 4 1 4 m<sup>2</sup>で、建て売り住宅 2 階建て 2 棟の建築です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、1 0 h a 未満の小集団の農地で第 2 種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのこと。

6 番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在借家住まいであり、子供の成長に伴い部屋が手狭になり、また、安定した居住空間と地元に残りたいと思い、この地に住宅の建築を計画されました。土地利用計画は転用面積 1 9 6 . 3 4 m<sup>2</sup>、木造 2 階建て 1 棟 1 1 8 . 5 0 m<sup>2</sup>の建築及び公衆用道路 1 . 3 4 m<sup>2</sup>です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は 1 0 h a 未満の小集団の農地で第 2 種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのこと。

7 番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は南区平成 1 丁目の借家に住んでおられますが、部屋が手狭になり、また、今後よりよい生活環境を築くために、この地に住宅の建築を計画されました。土地利用計画は転用面積 2 2 7 . 2 7 m<sup>2</sup>で、個人住宅 1 棟、2 階建て 1 3 6 . 6 2 m<sup>2</sup>の建築及び公衆用道路 1 . 2 7 m<sup>2</sup>です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は 1 0 h a 未満の小

集団の農地で第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

8番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在、城山大塘3丁目にある借家にお住まいですが、部屋が手狭になり、また、今後よりよい生活環境を築くために、この地に住宅の建築を計画されました。土地利用計画は転用面積411.37㎡で、個人住宅1棟、2階建て118㎡の建築及び公衆用道路2.37㎡です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は公共上下水道が埋設され近隣500m以内には小学校、保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、5番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、9番。

#### 12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

9番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、裁判所より命を受け財産管理人である弁護士が管理されている農地を、植林に転用し所有権移転される申請です。農地区分は、中山間地域の公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。申請地は登記上は畑となっていますが、隣接地が山林化しているため周囲と同一化し、現況は杉や雑木等が生い茂る山林となっております。土地利用計画は、現状のまま利用されるため工事等は発生しません。隣接の同意も得られており、雨水は地下浸透処理されます。申請人より申請に至ったてんまつ書が提出されており、譲受人には今後周囲に影響がないよう適正に管理されるよう指導いたしております。

以上1件、さきの地区委員会にての現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、10番。

#### 4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

10番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

10番から13番までは関連で、申請人が建て売り住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地の周囲には宅地化が進み、県道に近く交通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、畑4筆1,694㎡に、木造平屋建て、建築面積57.14㎡の建て売り住宅2棟と、木造2階建て、建築面積43.89㎡の建て売り住宅4棟の、計6棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年12月1日から平成27年9月20日までの約10カ月間を予定されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より10番から13番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

14番は取り下げですので15番。

## 2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

15番と16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。譲受人は、子供の成長に伴い手狭になったため、通学の便もよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積132.49㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課に事前審査の申請中です。工事計画は、平成26年11月15日から平成27年5月30日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

16番は、隣接地の保育園を経営する社会福祉法人が、駐車場として所有権を取得する転用許可申請です。譲受人の社会福祉法人は、運営する保育園の送迎時や園での催しなどの際、駐車場が不足しており、周辺の土地を探していましたが、事故防止の点からも隣接する申請地に駐車場を計画したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、保育園のための駐車場であり既存施設の拡張に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は駐車場34台分と通路から成り、妥当な面積と思います。ただ、これまで駐車スペースが園舎前では追いつかず、地域住民の通行にも支障が出て、やむを得ず転用許可を得ないまま申請地を駐車場に利用されてきており、このことを深く反省され始末書が提出されています。新たな工事等はなく、資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

## 議 長

ただいま、15番、16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。



一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、17番。

#### 14番 網田稔委員

14番委員、網田です。

17番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転による太陽光発電設備への転用許可申請です。譲受人は、隣接の雑種地に太陽光発電を計画していたところ、譲渡人から合意を得られたため、申請地を加えた計画にしたものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,463㎡、うち転用面積211㎡で、900枚の太陽光パネルを設置され294kwの出力が得られるものです。雨水は浸透枡を設ける計画で、資金計画、隣接同意、被害防除など問題はありません。工事計画は、平成26年11月10日から平成27年10月31日までの12カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

18番から21番までは関連です。18番、19番、20番は譲受人は異なりますが、所有権移転による共同住宅の転用許可申請です。主要道路より近く、上下水道の整備も充実していることから選定したものです。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、それぞれ共同住宅が1棟、2棟で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、開発景観課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年11月1日から平成27年9月30日までの11カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

21番は、所有権移転による建て売り住宅の転用許可申請で、選定理由、農地区分、集落に接続して設置されるものの不許可例外規定は、18番から20番と同じです。土地利用計画は、建て売り住宅の2棟で妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、開発景観課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。工事計画は、平成26年11月1日から平成27年9月30日までの11カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

22番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、住まいの出入りが狭く車の出入りが困難でしたが、申請地は接道が広く車の出入りなど便利なため選定されたものです。農地区分は、10ha以上の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、開発景觀課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年11月1日から平成27年2月28日までの4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

23番は取り下げです。

24番は、所有権移転による二次製品再生場用地のための転用許可申請です。譲受人は解体業をしており、二次製品再生の生産が追いつかず、道路と接面して便利であり、隣接地の二次製品再生用地がいっぱいで手狭になってきたため計画したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,291㎡で、再生クラッシャーランの再生用地として妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、被害防除など問題ありません。工事計画は、平成26年11月10日から平成27年5月31日までの7カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、17番から24番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、26番ですね。26番、お願いします。

31番 村上正春委員

31番委員。

26番について地区委員会で現地調査、協議状況を報告します。

26番は、譲受人の自治会が、申請農地を取得し公民館駐車場とさ

れる転用許可申請です。申請地は、現地調査で確認したところ、市街化区域内に接する小集団の農地であるため、第2種農地と判断されません。譲受人は、申請地の隣接地を自治会公民館の駐車場として使用されておりますが、会員の増加と高齢化で駐車場が不足し、以前より申請地を駐車場として使用されておりました。今回、土地の確認を行ったところ農地であるため申請されたものです。確認を怠り手続を行わず使用していたことを反省され、始末書の提出がなされております。転用面積については、駐車場区画数5区画に必要な面積です。現状のまま使用されています。また、計画を賄う金額の金融機関発行の残高証明も添付されております。隣接する農地はありません。雨水の処理は、砕石舗装で使用されるため自然地下浸透処理されます。

以上、先日の地区委員会での現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準を満たしていると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長            ただいま、26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同            異議なし。

議 長            異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
                  続きます、27番。

#### 29番 村上智弘委員

29番委員の村上です。

27番について地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、経営規模拡大のため隣接地に工場と駐車場を計画される申請です。農地区分は、北区役所よりおおむね300m以内にあり第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内の土地で開発許可も同時に申請されています。排水同意書や隣接農地の同意はとられております。転用面積は、工場及び駐車場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から来年3月31日までの予定で、許可後速やかに施工されることを確認しております。また、費用は自己資金で賄われ、残高証明書が添付されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長            ただいま、27番について地元委員よりご報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。この申請は、法令により申請書の提出があった日の翌日から起算して40日以内に、意見をつけて県知事へ送付しなければならないと規定されており、本案件の送付期限は10月29日となっておりますので、今回の総会で審議するものです。それでは、地元委員より地区委員会での協議結果の報告をお願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農地法第18条第1項の許可申請です。申請人は東区健軍1丁目の農地2筆の所有者で、単独申請でありいわゆる合意解約ではありません。

明治43年から現在まで100年以上にも及ぶ残存小作で、小作人に対しても法的な権利と相続権などもあり、所有者側から子の住宅への転用のため解約を求められておりますものです。地元委員の報告によりますと坪30万とも坪40万とも言われ、約1億6,000万近くになりはしないかとのことをございました。

現地は市街化区域に残った農地であり、現在も借り人によって耕作は継続されており、草も全くない状態で管理をされているということでした。また、申請代理人弁護士から相談を受けた際に、合意解約を勧めたとのことですが、解約金100万円の提示であり合意には至らず、今回の申請となったものです。

借り人は8月に亡くなっており、農地法第3条の3の届け出を提出していただくよう、ご遺族に対しまして用紙を送付しておりますが、まだ提出はありません。

このことから地区委員会といたしまして、双方からの事情聴取をすることができなかったことをご報告いたします。

議 長 ただいま、地元委員より報告がございましたが、この報告の内容をつけて県知事へ送付したいと思いますが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長

異議なしということで、そのように取り扱いたします。

続いて、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から21ページの8番までの合計8件でございます。1番から2番が公社からの買い取り、3番から8番が相対による売買です。面積は8件合わせまして、田1万3,992㎡、畑5,529㎡の合計1万9,521㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細21ページの9番から17番を除いて34ページの20番までで、貸し手11名、借り手10名の件数11件です。契約期間別では、6年未満が4件、6年以上10年未満1件、10年以上が6件で、面積は11件合わせまして、田5万3,829㎡、畑5万232㎡の、合計10万4,061㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹、施設野菜及び畑作物です。

次に、再設定分です。明細34ページの21番から36ページの29番までで、貸し手9名、借り手7名の件数9件です。契約期間別では全て6年未満で、面積は9件合わせまして、田3万3,067㎡、畑2,352㎡の、合計3万5,419㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜、施設野菜及び麦です。

次に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細37ページの30番から39ページの39番までが、熊本市農業協同組合、熊本宇城農業協同組合及び鹿本農業協同組合による借上10件で、明細39ページの40番から42ページの46番が、借り上げた後の転貸7件です。契約期間は全て6年未満で、面積は合わせまして、田2万3,522㎡、畑4,554㎡の、合計2万8,076㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用の内容といたしましては水稻及び施設野菜です。

最後に、今年度から制度が始まりました農地中間管理機構による新規設定です。これは今年度から農地中間管理機構実施主体となる熊本県農業公社が新たに農地を借り受けるもので、明細28ページの17番の1件です。契約期間は10年以上で、面積は田のみの5,530㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上、1番から46番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましても、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われております。全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

### 31番 村上正春委員

31番委員。

1番は、北区梶尾町にお住まいの願出人により、相続税の納税猶予のために必要な適格者証明の願い出です。地区委員が願出人の農地2筆について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上、地区委員会において検討、協議した結果、適格者証明については何ら問題のないことの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家であり、全農地について願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、2番。

2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりです。対象農地は施設園芸のアスパラガスを作付されていることを、担当農業委員が確認しております。よってこの証明については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願い致します。

議長 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、3番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

3番について、地区委員会での協議内容についてご報告いたします。

3番は、北区龍田弓削にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願出です。地区委員が願出の農地について現地の確認をいたしましたが、いずれも農地として適正な耕作管理が行われておりました。以上、地区委員会において検討、協議した結果、証明については何ら問題ないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項、次第6のその他について、本日は特にございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉　　会　　午後4時11分



会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成 26 年 10 月 8 日

会 長 森 日出輝

署名委員 嶋村 鎮雄

署名委員 春口 豊徳

書 記 木下 晴恵